

令和6年第5回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年5月9日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中・東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東 部 地 区	古 市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西 浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒 ヶ 谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	×		
					吉田 繁	○
西 部 地 区	埴 生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高 鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹 比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 13名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 1名） （推進委員 名）

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第12号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告 第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2 件
・報告 第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
・議案 第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案 第9号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	令和6年第5回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは、 連休明けですけれども、農繁期のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 今はエンドウとかほぼ終わりの時期になりまして、また来週、再来週ぐらいからタマネギ、ブドウの収穫時期となりまして、田植えの時期となる季節になってきました。早いところでは5月下旬から田植えも始まる地域もあると聞いておりますが、農機具等による事故が結構多い時期になってきますので、慌てず、急がず、落ち着いて農機具の方使っていただきまして、農作業の方頑張ってくださいと思います。 それでは、案件の概要の説明の方、事務局の方からよろしくお願ひしたいと思ひます。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第5回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 古市地区2件です。 次に、報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 埴生地区2件です。 次に、報告第14号 農地法第18条第6の規定による通知について 古市地区1件です。 次に、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区1件、丹比地区1件の計2件です。 最後に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が5件、議案案件が3件の合計8件となります。 なお、本日の欠席委員は駒ヶ谷地区の吉田隆美委員です。 それでは議長よろしくお願ひします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全 委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を、高岡副会長と辻本委員にお願いしたいと思います。それでは、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について2件続けてご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域内の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 まず1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、3筆ございます。 まず、 菅田六丁目642番1 地目は、畑、面積は、360㎡ 続いて、菅田六丁目642番7 地目は、畑、面積は、191㎡ 最後に、菅田六丁目642番9 地目は、畑、面積は、488㎡ の合計1,039㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場、車庫で、この案件につきましては、既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、笹本委員です。 2件目です。地図②4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、軽里一丁目108番12 地目は、田、面積は、39㎡、 届出人は、議案書のとおりです。転用目的は、専用通路です。 現地確認委員は、麻委員です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 続きまして、報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、2件続けてご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 1件目です。位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上三丁目523番1 地目は、田、面積は、306㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 2件目です。位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。

	対象農地は、向野三丁目５５番１ 地目は、田、面積は、９８５㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場です。 こちらについては、一部が既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、尼丁委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第６の３の（２）の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので、報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第１４号、農地法第１８条第６項の規定による通知について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご説明させていただきます。 これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。 位置図⑤１８条通知をご参照ください。地区名は、古市地区です。 対象農地は４筆ございます。 まず、 碓井三丁目３９４番 地目は、田、面積は、１１２㎡ 続いて、碓井三丁目３９５番 地目は、田、面積は、２３８㎡ 続いて、碓井三丁目３９５番１地目は、田、面積は、１３㎡ 最後に、碓井三丁目４００番・４０１番の合併地番となります。 地目は、田、面積は、９７１㎡、合計１，３３４㎡となります。 貸し手、借り手については議案書のとおりです。 解約目的は、借受け耕作者が高齢のためです。 現地確認委員は、松永委員です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので、報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第１８条第６項の規定による通知について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第８号農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第８号農地法第３条の規定による許可申請につきまして２件続けてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 １件目です。 地図の⑥３条許可をご参照ください。 地区名 西浦地区 申請地 羽曳野市尺度１０４番 地目は、田、面積は７６０㎡ 羽曳野市尺度１０５番 地目は、田、面積は５４５㎡ 以上２筆で合計１，３０５㎡です。

	譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 対象農地は農地に囲まれた水稻農地です。 譲受人は、譲渡人の孫にあたり、農業後継者として考えられており、対象の農地を生前贈与による所有権移転をするものです。譲受人の農作業歴は5年で譲渡人の手伝いをしていたものです。今後も水稻を計画しており、引き続き、譲渡人が技術的な支援を行う事で農地の維持に努められます。 機材について引き継いで使用され、通作距離は徒歩圏内と近く、作業の従事日数も年間150日以上は計画されていることから、水稻の農作業においては、周辺農地への影響も含め特段支障要件はないものと判断いたします。現地確認委員は高橋委員です。 2件目です。 地図⑦3条許可をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 申請地は、羽曳野市河原城110番1 地目は田、面積は104㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は河原城地区の東端に位置し、周囲は前面に道路と宅地が多く近接している、104㎡の小規模な農地です。現状は露地野菜等植えられています。 譲受人は、他府県の農家に生まれ子供の頃から農作業の手伝っており、現在も繁忙期には実家へ帰省のおりに手伝っているとの事で農作業歴は50年を数えます。そのため慣れ親しんでいた農業を羽曳野市内でできないか考えておられ、近所に住んでおられる譲り渡し人に相談したところ、譲受ける話がまとまったとのことです。 作付けは、大根や水菜などの露地野菜を自家消費目的で計画しており、申請者の他配偶者である夫も併せて、従事日数は共に150日以上と計画されております。 面積の規模から、譲受人は長年農作業を経験と、世帯2人で畑として維持していくには、隣接水路もあり取水源もあることや通作距離も1キロ以内と近傍であるので、営農において支障となる点はないと判断いたします。 現地確認委員は大谷章委員です。 説明は以上です。 以上2件についてご審議願います。
奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	譲受人はお孫さんですが、おじいさんがサポートされ、特に問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の丹比地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	続きまして、2件目の丹比地区 農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	異議ありません。

奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の丹比地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号農用地利用集積計画書の承認について 農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。 地図⑧利用集積をご参照ください。地区名は、古市地区です。 申請地は、碓井三丁目394番 地目は、田、面積は、112㎡ 2筆目が、碓井三丁目395番 地目は、田、面積は、238㎡ 3筆目が、碓井三丁目395番1地目は、田、面積は、13㎡ 4筆目が、碓井三丁目400番と401番の合併地番で地目は、田、面積は、971㎡です。以上、合計面積が、1,334㎡です。 権利の種類は、賃貸借です。利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約については、新規契約です。 契約期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。 現地については、碓井三丁目地内にある集団的に存在する農地の一面にあり、調整区域内に位置しております。転借人の農業経験については、以前に農園において2年間8,000㎡の規模のイチジク、トマト、トウモロコシ栽培に従事していました。また、現在も同申請において市内の他の地区において露地野菜を作付けされています。今回の申請における営農計画によれば、トマトやネギ、ナスを施設及び露地栽培で作付けし、機材も耕運機を購入予定となっております。申請地については農業用用水として取水できる用水路に近接しております。従事日数につきましては、200日を計画していることから、契約後においても、農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できうるものと判断いたします。 現地確認委員は松永委員です。 説明は以上です。ご審議お願いいたします。
奥野議長	古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	この農地は、先ほどの報告第14号の小作解約の農地を新規就農の方が借り受けて耕作をされるということで、現に草刈もされていまして、すぐに耕作をできる状態になっておりますので、何ら問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用

	集積等促進計画（案）の承認について農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：15】